参議院議員 大島 九州男 活動報告

【近年の主な取り組み】

●平和への取り組み

●参議院　憲法審査会
委員として安倍総理へ憲法解釈の質疑

戦後日本は**不戦の誓い**を立てた平和憲法をかかげ、守り続け、これまで歴代の政権が築きあげてきた平和国家の「信用」という財産がある。
その財産を活用した日本独自の貢献の観点から活動をさせていただいている。

岸 元首相の短歌
「**名にかへて このみいくさの正しさを**
来世（のちのよ）までも語り残さむ」を用い
安倍総理に対し、
時代の流れに流動的に対応した正しい道を進むため、
国民の声をしっかり受け止め内閣の運営をしていただくことを**強く要望**する。

●「組織的犯罪処罰法改正案」の提出

2017 年 6 月 15 日
与党が、参議院にて「**中間報告**」で成立させた。
共謀罪（テロ等準備罪）の問題点と対策は下記の通り

【問題の本質】

- **共謀罪で防ぐことができるテロ事案は一つもない**
  共謀罪がテロ対策となる具体的な事例を挙げてほしいと求めたが、法務大臣からは一つも出てこなかった。
- **立法事実から「テロ対策」がなくなった**
  立法事実として、 TOC（組織犯罪防止）条約への加盟とテロ対策と 2 つの理由を挙げていたが、法務大臣の答弁から「テロ対策」が消えた。
- **国民のプライバシーが侵害される監視社会に変容する恐れがある**
  共謀罪での証拠は、話した内容やメールなど。その証拠を収集するための録音や録画、ネット上でのやり取りなどを集めることが合法化される。

【民進党として】

- TOC（組織犯罪防止）条約の目的は、マフィアや暴力団が行うマネーロンダリングや人身売買を処罰することで、テロ対策とは関係はない。
  TOC 条約を速やかに締結すべきと考える。
- テロ対策の強化は賛成であり、水際対策の強化する必要がある。
  日本では空港での保安体制が民間任せであり、国が責任を持って行う体制にするものである。

➡ **「航空保安法案」「組織的犯罪処罰法改正案」**を提出した。

●教育への取り組み

全ての子どもが光り輝くために

【剣山型社会】（大島 九州男の理念）

①現実認識

・日本の教育は今まで学力向上を掲げ、成績がよく大学へ行かなければいけないといった偏ったイメージ。

・学校教育にも、学術教育と職業教育といった分かりにくい複線化もあった。

②問題意識

・多様性のある共生社会の中では、いろんな人材が社会を支えており、社会の根底にあるのは人材である。

・人材は、例えば、医者であろうが、職人であろうが、みんな一緒で、偏見を持たないことが大事。

③教育理念

・花を差す剣山に例えると、剣山はみんな高さが一緒であり、社会を支える人材もみんな同じで偏見を持たない。

・剣山でいろんなきれいな花を生けるように、人材が光り輝く多様性のある社会を作ることが、剣山型社会。

●私学就学支援金の導入

経済的理由で中退した私立高校生は**4分の1**に！

○高校無償化制度

▶2007 年；大島九州男が参議院に当選し、高校無償化の制度案が公立高校だけに適応され、私立高校が対象外であることに**問題提起。**

▶経済的負担で教育格差が生じないよう、**私立高校も対象に入れる制度の提言**を行い**策定。**

▶2009 年；政権交代し、高校無償化制度が実現。**私学就学支援金制度の運用開始。**

▶2017 年；高校無償化制度の提言から継続して活動を行い、**「教育無償化法案」**を提出する。

経済的理由で中退した私立高校生の総数は
　2016 年度は 50 人。最も多かったリーマンショックの起きた 2008 年度の中退者 513 人と比較すると 10 分の 1 になっており、**就学支援金導入前の 2009 年度の 200 人と比較すると 4 分の 1** になっています。
　（全国私立学校教職員組合連合；私立高校経済的理由による退学と学費滞納調査のまとめ。より抜粋）

○民進党議員立法「教育無償化法案」のイメージ

	教育の無償化等					奨学金制度		
	就学前教育		義務教育	高校等	大学等	給付型	無利子型	有利子型
	0-2 歳	3-5 歳						
現在	有償	有償	無償（国公立）	所得制限付き 無償	有償	有り ※限定的	有り ※限定的	有り
法律施行 ↓ 無償化法				無償等 所得制限なし			有り	廃止
無償化到達点		無償等			無償等			

教育無償化法案

平成 29 年 6 月 15 日衆議院に提出。大島九州男は、法案作業チームのメンバーであり、法案提出に同席し、記者会見を行う。

　本法案は、家庭の経済状況にかかわらずすべての子どもを対象に、就学前教育から高等教育までの授業料を実質無償化するとともに、授業料以外の学生の負担に対し、奨学金を拡充し教育機会を保障するもの。

●専門職大学等を創設する法案

10 年がかりで取り組む法律が成立

高度な**実践力**＋豊かな**創造力**＝**専門職業人の養成**を目的とする新たな教育機関

○目的

深く専門の学芸を教授研究し専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開する。

○社会ニーズの即応

1.産業会などとの連携

2.認証評価における分野別評価など

○社会人が学びやすい仕組み

1.前期・後期の課程区分

専門職大学（4 年生）の課程は

前期（2 年又は 3 年）及後期（2 年又は 1 年）に区分

2.修業年限の通算

実務経験を有する者が入学する場合は、当該実務経験を通じた能力の修得を勘案する。

【学校教育法の一部を改正する法律が 2017 年 5 月 24 日に成立】

大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度を設ける法律。

大学制度に新たな教育機関が加わることは約半世紀ぶりで、

実践重視のカリキュラムとし、実務経験のある教員も多く任用する。

学位が授与され、社会人も入学しやすい制度とされる。

【長年取り組んできた大島九州男の主張】

・学術教育と職業教育は両輪であるべきだが、高等教育は大学へ行けばいいというような学術教育のみ重視されてきた現実があり、職業教育を同等にすべき。

・設置面積等のハードは弾力性を持たせソフトは産業界との協力などで実践的なカリキュラムを編成するなど、時代とともに変化し柔軟な対応ができる制度にすべき。

・既存の大学、短大、専門学校において、新たな融合の可能性もあり高等教育が大きく変わる触媒になる。

・文科省の役割として、予算の確保や企業の寄附の活用など財源の確保をすべき。

●部活動指導員の制度化

外部指導者の活用（現状）

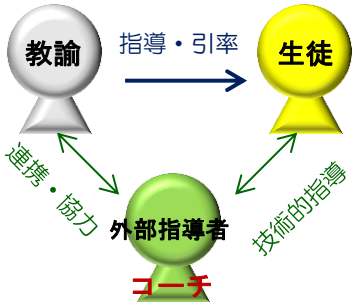

部活指導員の制度化（H29.4 施行）

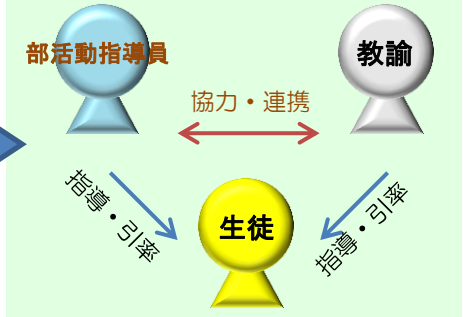

部活動指導員の制度化

今までの規則の策定

研修の実施により

学校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率などの職務を担う。

【文科省　学校教育法施行規則を改正】

外部人材が中学や高校の部活動を指導したり、生徒を大会に引率したりできる「部活動指導員」を 2017 年 4 月から制度化。部活動指導は教員の長時間労働の一因とされており、松野文科大臣は「（生徒の）技術向上に資するとともに、教員の業務負担軽減につながる」と答弁する。

●主な議員連盟の取り組み

●旧公団（UR）居住安定化

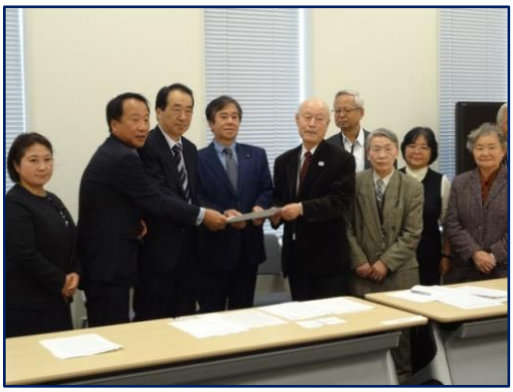

菅元総理から引き継ぎ、**議連会長**として活動

主な成果

国交省・UR・居住人が一緒に知恵を出す提案型の会に転換。

- UR 職員の地域行事の参加
- 高齢者の家賃減免制度
- 福祉施設を含む地域一体型政策　　など

●柔道整復師　～統合医療を考える～

柔道整復師小委員会事務局長として活動

主な成果

- 2010 年 6 月に療養費の算定基準を改定。
  打撲および捻挫の後療料を、
  470 円から 500 円に増額。
- 超音波検査（エコー）の扱い
  厚労省と協議を重ね、2010 年 12 月
  「超音波検査が柔道整復師の業務内であれば**法令違反にならない**」という確認を厚労省が通知。

●遠賀川河川改修の取り組み

流域人口が 67 万人の遠賀川は、
現在、築堤や河道掘削、橋の架替え、排水ポンプ場等の整備、
古い施設の補修や改良等を進め洪水対策に備えるとともに、
自助・共助・公助の対応がきちんと機能するよう
地域の方々と共に整備が進んでいます。

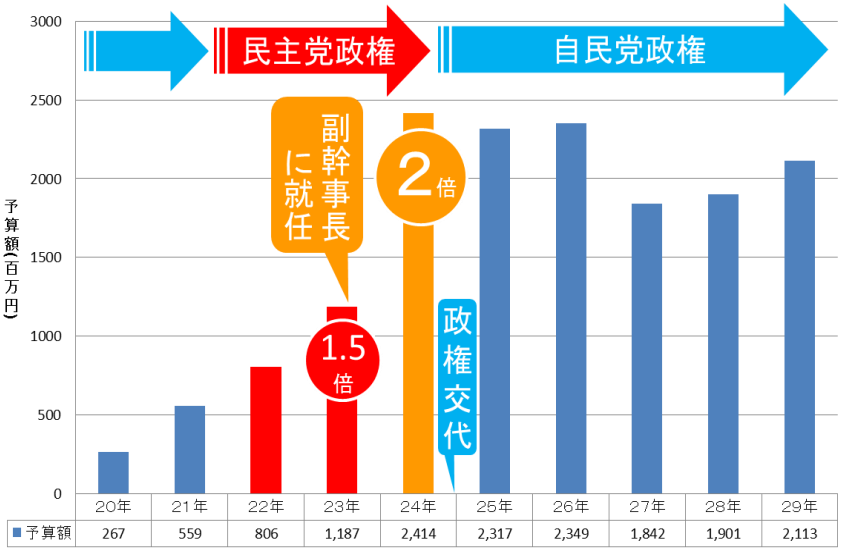

（国土交通省のデータ参照）

大島九州男が 平成 23 年
民主党政権時代に**副幹事長に就任**。

政府・関係省庁と
大雨の度に被害をもたらす
遠賀川流域の対応を協議重ねる。

↓

遠賀川河川改修費を **2 倍に増額**

政権交代しても
一定の改修費予算額を維持する。

国会事務所；東京都千代田区永田町 2-1-1 参議院議員会館 910 ☎03-6550-0910 / 福岡事務所；福岡県直方市感田 1466-3 ☎0949-28-8162